

下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版(案)に関する主な意見の概要と意見に対する考え方

No.	編	章	頁	主なご意見	意見に対する考え方
レベル3.5の4要件					
1	基礎編	2	8	【レベル3.5基礎編】P8の「具体的なイメージとして、守谷市上下水道施設管理等包括業務委託」に(図表2-4参照)を追記し図表との関連性を示すべき。	該当箇所の記載を修正いたします。
2	実施編	1	3	要求水準の考え方に次の内容の追記いただきたい。 性能発注の導入にあたっては、「目指すべき状態(性能)」を発注することで、民間のノウハウを引き出すことができる。加えて、民間の創意工夫を促進するには、実施手法や体制は民間事業者の裁量に任せ、ICTやDXの活用することで効率化を図ることを検討すること。ただし、民間提案によるリスクは民間に帰属することに留意。 仕様発注に近い性能発注にあたり、仕様指定は「最低限の基準」に限定し、過度な指定による現場実態との乖離やコスト増を回避することが重要である。要求水準においてインプット条件、アウトプット条件が明確に示されない業務については、仕様指定とすることでリスクを最小化し民間の創意工夫も期待できる。その際、仕様指定の範囲であっても民間の自由度をある程度の確保が重要である。	貴重なご意見として承りました。 今後のガイドライン改訂の参考とさせていただきます。 なお、本ガイドラインにおいて、性能発注は、管理者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託のことであり、この管理者が求め、受託者が満たすべき要求水準の設定においては、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを踏まえ、適切に規定することが留意点・ポイントである旨を記載しております。 このため、要求水準を考える際には、地域の実情等に合わせて官民対話のうえ、適切に判断いただきたいと考えております。
3	実施編	1	5	仕様発注から性能発注への移行については、協議を必要としていただきたい。	貴重なご意見として承りました。 今後のガイドライン改訂の参考とさせていただきます。 なお、管路において仕様発注から始める場合には、性能発注への移行について、あらかじめ契約書等に移行することを条件とするやり方を例示しており、その際には「必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを踏まえ、事前に条件等を明確に設定しておくこととなる」と記載しております。
4	実施編	1	5	管路の仕様発注から性能発注への移行について事前に設定しておくべき条件等を例示していただけないか。 また、「リスク分担」も含まれるのであれば、リスク分担と管路の性能規定との関係性(バランス)について事例や国交省としての考え方などを示していただきたい。	貴重なご意見として承りました。 今後のガイドライン改訂の参考とさせていただきます。 なお、性能発注の以降の際に設定しておくべき条件や、リスク分担等については、地域の実情によって設定すべき条件が異なるため、必要十分な情報開示に基づく官民対話のうえ、適切に判断いただきたいと考えております。
5	実施編	1	5	以下の下線部を追加いただきたい。 あらかじめ契約や要求水準等で、受託者による点検・調査や改築の実施等を性能発注に移行する条件として定めておき、実施された場合には自動的に性能発注へ移行すること等が考えられる。また、当初の仕様発注段階で、仕様とともに、要求水準書等で「〇年後にJIS Q 55001の要求事項を満足すること」と規定しておくことも有効な方法である。所定の〇年後には仕様を廃止し、アセットマネジメントシステムで定めた性能目標を付加することで、性能発注への円滑な移行が可能となる。事業期間中に性能発注に移行する条件が満たされて、あるいは、JIS Q 55001の完全適用によって性能発注に移行する点についても、…	管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行する場合、契約等に性能発注への移行が記載してあることが条件となっています。 なお、性能発注への移行の際に、JIS Q 55001は円滑な移行に資すると考えられますが、地域の実情によって適用の可否は異なると思われるため、今回の改訂での追記は見送らせていただきます。
6	実施編	1	5	下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会や下水道管路メンテナンス技術の高度化・実用化推進会議の内容を盛り込んで性能発注等を検討するのでしょうか。 それとも性能発注の参考になるために資料を紹介していただいているのでしょうか。	「下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会」や「下水道管路メンテナンス技術の高度化・実用化推進会議」において基準等の見直し等が検討されているため、性能規定等の検討においては、最新の情報(法令・マニュアル等)を確認いただきたいという趣旨です。
7	実施編	1	7	三浦市が「性能発注」について参考事例として挙げられているが、性能の実績がまだあるわけではなく参考にはならない。諸外国の実績があるなら挙げるべきで、「性能発注」というあいまいなルールでは安全性を確保できないのではないか。	貴重なご意見として承りました。 今後のガイドライン改訂の参考とさせていただきます。 なお、本ガイドラインにおいて、性能発注は、管理者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託のことであり、神奈川県三浦市の事例はその一例として紹介しております。
8	実施編	1	14	富士市の事例のように、レベル3.5を導入する場合、前半と後半で型を分けることが可能と判断してよいのでしょうか。	【レベル3.5基礎編】「2.3 要件③維持管理と更新の一体マネジメント」において「課題解決や持続性向上の観点から、管理者の任意で「更新実施型」か「更新支援型」を選択しない組み合わせいただきたい。」と記載しているとおり、「更新実施型」「更新支援型」の選択や組み合わせは自由です。
9	実施編	1	21	「プロフィット・ロスシェアリング」について、3.5の要件のプロフィットシェアと用語が似ており混同の懸念がある。3.5において不要なのであれば「プロフィット・ロスシェアリング」の記載は削除頂きたい。	貴重なご意見として承りました。 本記載は「プロフィットシェア」と「プロフィット・ロスシェアリング」の違いを記述したものであり、混同を防ぐために必要なものと考えております。
10	実施編	1	21	「プロフィットシェア」と「プロフィットロスシェアリング」の違いを具体的な事例で対比していただくとともに理解しやすい。 あえて追加された文章ですので、もう少し分かりやすい方が良いと感じました。	貴重なご意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。
導入検討の進め方					
11	基礎編 実施編	3 2	12 52	「レベル 3.5 の入札・公募資料等の公表までは、2～3 年程度の期間が必要と考えられる」との記載があります。 城陽市では、入札・公募資料等の公表までに3年かけ、実施までは4年半を要しています。 期間については、丁寧な説明や慎重な議論に必要な時間を考慮に入れていただきたい。	貴重なご意見として承りました。 なお、レベル3.5の入札・公募資料等の公表までの期間については、あくまで目安として一例を示しており、各地方公共団体の事情により変わらうものと考えております。
12	実施編	2	28	「広域型・分野横断型のレベル 3.5 は、～効果・メリットが大きくなり」と記載頂いておりますが、どのような条件がそろえば効果が発揮しやすいのかについても補足頂くことをご検討願います。	貴重なご意見として承りました。 今後先事例が増えていく中で、記載の拡充を検討させていただきます。
13	実施編	2	28	広域化でメリットを最大化することにより、デメリットも拡大することがあること留意する必要があります。	貴重なご意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。
14	実施編	2	29	「図表 2-1 広域型レベル 3.5 の効果・メリット」、「図表 2-2 分野横断型レベル 3.5 の効果・メリット」の記載がありますが、公共事業として「事業の競争性確保」は非常に重要であり、効果メリットに「競争性が確保される場合がある」と記載いただけないでしょうか。	貴重なご意見として承りました。 今後のガイドライン改訂の参考とさせていただきます。
15	実施編	2	30 41	全国的には群マネよりも水の官民連携(WPPP)の方が先行して進んでいるように感じます。この場合、先行して水の官民連携(WPPP)を実施している(する)自治体への群マネの導入は難しくなるように感じます。 国交省としては、両者を進められようとしていると思いますので、この辺りの考え方も整理いただきたいと思います。	貴重なご意見として承りました。 広域型や分野横断型の「水の官民連携」も地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)の一部としてみなすことができます。 例えば下水道のみの「水の官民連携」を導入した場合でも、段階的に広域型や分野横断型とすることができることを記載しております。
16	実施編	2	33	「効果的な広域型・分野横断型のレベル3.5 に向けて、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し、これらを踏まえた適切な入札・公募条件設定、モニタリング・履行確認等の工夫が重要となる。」と記載ございますが、モニタリング・履行確認等を地方公共団体や他分野とで極力統一する旨記載をお願いします。	貴重なご意見として承りました。 モニタリング・履行確認等の方法や頻度等については、各地方公共団体において、地域の実情等に依りて判断いただくことが重要であると考えております。
17	実施編	2	33	「連携するほかの地方公共団体やほかの分野との利害対立が生じた場合」について事前の検討や準備の重要性を記載して頂いておりますが、実際の公募前から契約までの間においても官(関連する全て)と民の対話の重要性と事業費の変更について柔軟な対応を要する旨の記載を要すると考えます。	貴重なご意見として承りました。 今後のガイドライン改訂の参考とさせていただきます。 なお、【レベル3.5実施編】「2.2 連携の留意点・ポイント」において、「効果的な広域型・分野横断型のレベル 3.5 に向けて、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し、これらを踏まえた適切な入札・公募条件設定、モニタリング・履行確認等の工夫が重要となる。」と記載しております。 官民対話は重要だと考えており、地方公共団体にも引き続き呼びかけてまいります。
18	実施編	2	33	「連携する他の地方公共団体や他の分野と利害対立が生じた場合、サービスの低下(例えば、緊急時や災害時の対応遅れ、事務負担や経費の上昇)などが懸念されるため、事前の検討や準備が重要となる。」という記載について、広域型・分野横断型がサービスの低下を招く恐れのあるものであるかのようなメッセージとして伝わる懸念があり、「連携する他の地方公共団体や他の分野と過剰な利害対立が生じないように、事前の検討や準備が重要となる。」と修正いただきたい。	貴重なご意見として承りました。 今後のガイドライン改訂の参考とさせていただきます。

19	実施編	2	33	包括管理を実施している既存の受託者構成企業が共通する場合、当該構成企業が参画する応募グループが競争上優位になることを懸念されるため、広域型のレベル3.5において、既存の包括管理に関係している応募グループが競争上優位にならないよう配慮いただく旨を、記述いただきたいと思ひます。	貴重なご意見として承りました。 入札・公募等の方法については、各地方公共団体において法令等に準拠し、適切に判断いただくものと考えております。
20	実施編	2	33	以下の下線部を追加いただきたい。 導入検討や入札・公募等を中心として推進する地方公共団体の事務的な負担が増加する可能性がある。特に、異なる地方公共団体、異なる事業分野ごとに受託する民間企業や、受託民間企業の再委託先である民間企業が異なる場合には、受託企業間あるいは再委託先の企業間で、施設マネジメントの基本的な考え方や用語等も異なることが想定されるため、地方公共団体の負担軽減の観点から、再委託先の企業を含む受託者の業務ができるだけ統一の取れたフレームワークで行われるよう、例えば要求水準書で対象となるすべての受託者にJIS Q 55001の適用を要請するなどの工夫が望ましい。また、契約・要求水準等の入札・公募条件等の設定方法や、事業期間中の地方公共団体間のリスク分担等に留意が必要である。	貴重なご意見として承りました。 本内容については、参考となるユーザーズガイドが未発行であるため、今後、ユーザーズガイドが発行された際には、ガイドライン改訂にあわせ掲載を検討いたします。
21	実施編	2	33	他の地方公共団体や他の分野との連携にあたっては、当該業務が既に個別市町村において合特法に基づく代替業務として随意契約となっている場合があることに留意すべきことを追記すべきである。	貴重なご意見として承りました。 地域の実情をよくご存じの地元企業は重要な存在と認識しており、今後も一緒に持続性の向上を目指していければと考えております。官民対話は重要だと考えており、地方公共団体にも引き続き呼びかけてまいります。
22	実施編	2	39	「広域型・分野横断型のレベル3.5の先行事例」で「例えば、大阪狭山市……検討していた」との記載があります。 水の官民連携(WPPP)の導入がきっかけではなく検討を始めていますが、どのようなきっかけで導入検討を始めたのか追記いただきたい。	貴重なご意見として承りました。 今後のガイドライン改訂の参考とさせていただきます。
23	実施編	2	40	城陽市が分野横断型の先行事例として挙げられているのは、「管路(一部)」が対象施設に入っていることが理由なのか。	本ガイドラインにおいて、分野横断型は下水道以外の分野との連携のことであり、城陽市についても水道分野との連携を行っていることから分野横断型としております。
24	実施編	2	41～47	事業者間で詳細の検討がなされないまま発注されると官民双方にリスクが残る形になるため、段階的に計画される場合、スケジュール・事業範囲の明確な提示が必要であると考えている。	【レベル3.5 実施編】「2.4 段階的な広域型・分野横断型レベル 3.5 の留意点・ポイント」において「成立条件のひとつである連携の見通しを公表することについては、民間事業者等の参画意欲・創意工夫等に関係するため、可能な限り早期から充実した情報を地方公共団体相互のホームページで公表(開示)する等、信頼できる方法で実施することが望ましい。」ことを記載しております。
25	実施編	2	41	段階的なバンドリングによる事業の拡大については、事前に事業の見通しを示すことが条件とされていますが、1事業のW-PPP受託後に受託者による6条提案によって事業拡大することは可能でしょうか。	事前の事業の見通しの公表は、事業期間を 10 年とせずレベル 3.5 を実施するための条件です。PFI法に基づく6条提案にかかわらず、本ガイドラインにおいて、民間事業者の提案による事業拡大を妨げてはおりません。事業拡大の可否については各地方公共団体の判断により、適切に実施されるものと考えております。
26	実施編	2	41	「段階的な広域型・分野横断型レベル 3.5 の効果・メリット」が記載されていますが、デメリットとして競争性が確保できなくなる可能性があると考えます。メリットばかりでなくデメリットも記載いただけないでしょうか。	貴重なご意見として承りました。 なお、【レベル3.5 実施編】「2.4 段階的な広域型・分野横断型レベル3.5 の留意点・ポイント」において「管理者は、これらについて、競争性・公平性・透明性等の観点から説明できることが必要となる。」ことを記載しております。
27	実施編	2	41	以下の下線部を追加いただきたい。 また、先行する地方公共団体や分野での導入検討の情報やノウハウを活用することも可能になるため、特に中小規模の地方公共団体が導入検討を行う際にメリットが大きいと考えられる。特に、先行する官民連携事業でJIS Q 55001等に基づくマネジメントシステム(MS)が構築されている場合は、受託事業のプロセス・方法が透明化され、官民連携のメリットが後続の地方公共団体に理解され易いという、先行事業のMSをそのまま活用できるという利点がある。さらに……	貴重なご意見として承りました。 先行する「水の官民連携」において、段階的な広域型・分野横断型レベル3.5の事例がないため、今後先行事例が増えていく中で効果について、記載の拡充を検討してまいります。
28	実施編	2	41	「例えば、中小規模の地方公共団体が広域型・分野横断型レベル 3.5 の導入検討を進める際に、有効な選択肢となる。」とあるが、大規模な都市においても、自治体内で、徐々に事業範囲を拡大していく際、上記の考え方が適用できる場合は、その旨を記載してはいかがでしょうか。	貴重なご意見として承りました。 都市の規模に限らず、同一自治体内の下水道のみを対象とした事業の場合においても、処理区の拡大、業務の拡大、対象施設・業務範囲の追加等、様々な事業範囲の拡大が想定されますが、ここでは、特に広域型・分野横断型を導入する場合についての内容を記載させていただいております。
29	実施編	2	42	段階的な広域型・分野横断型における後発の発注方法やその場合の競争性、公平性、透明性確保に関して明確化してほしい。	貴重なご意見として承りました。 段階的な移行の場合においても、広域型・分野横断型における、入札の競争性、公平性、透明性の確保については各地方公共団体によって適切に実施されるものと考えております。
30	実施編	2	43	【レベル3.5 実施編】図表2-11で「一元的な管理により、ソフト・ハードの合理化」とあるが24 時間365日の公共サービスの雇用は、ゆとりをもって配置すべきである。	貴重なご意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。
31	実施編	2	44	同一の民間事業者等へ段階的に連携する他の地方公共団体における地元企業の参入について、留意点・ポイントを記載してください。	貴重なご意見として承りました。 地域の実情をよくご存じの地元企業は重要な存在と認識しており、地元企業の参入については、各地方公共団体によって適切に判断されるものと考えております。今後、先行事例が増えていく中でガイドラインへの記載について検討してまいります。
32	実施編	2	44	SPCより受託する企業は、SPCからの受託実績も他自治体における参加要件(受託実績)と見なせるよう、配慮頂きたい。	貴重なご意見として承りました。 入札・公募等については、各地方公共団体において適切に判断されるものと考えております。
33	実施編	2	44	「契約変更や入札・公募によらない随意契約等」と記載されているが、「民間提案」を活用した随意契約についてガイドラインにおいて整理してほしい。	貴重なご意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、国土交通省では「上下水道分野における民間提案の手引き」を公表しておりますので、民間提案については、こちらをご参照ください。
34	実施編	2	46	「連携は、受託者が同一であること(契約は同一でなくてもよい)」と記載されているが、同一企業とは、あくまでもSPCに限定したものとすべきか。	貴重なご意見として承りました。 「受託者が同一であること」の考え方については、今後の事例等を踏まえながら、整理してまいります。
35	実施編	2	46	「連携は、受託者が同一であること(契約は同一でなくてもよい)」と記載されているが、契約方式が異なる場合についてもガイドラインにおいて整理してほしい。	貴重なご意見として承りました。 レベル3.5においては、どのような契約方式も選択可能であるため各地方公共団体において適切に判断いただくものと考えております。 (更新実施型は、PFI事業契約が原則とされていますが、これ以外の契約方式も選択可能です。)
36	実施編	2	46	段階的な広域型・分野横断型の後発事業を含めて、受託者に求められる最低限の要求事項、業務範囲およびリスク負担をあらかじめ明確化するともに、期中に連携対象を追加する場合の契約変更手続、費用・工程調整等について、発注者と受託者が協議の上で対応する旨を留意点として明記していただくことを要望します。	貴重なご意見として承りました。 なお、【レベル3.5 実施編】「2.4 段階的な広域型・分野横断型レベル3.5 の留意点・ポイント」において、「成立条件のひとつである連携の見通しを公表することについては、民間事業者等の参画意欲・創意工夫等に関係するため、可能な限り早期から充実した情報を地方公共団体相互のホームページで公表(開示)する等、信頼できる方法で実施することが望ましい。」ことを記載しております。
37	実施編	2	48	随意契約の考え方について記載いただいたことは、非常にありがたいです。最終的には自治体が合理的かそうではないかを判断することになり、判断における参考プロセスを今後さらに記載していただけないでしょうか。	貴重なご意見として承りました。 今後先行事例が増えていく中で、参考となる事例を周知してまいります。

38	実施編	2	48	事業開始後に広域化、または、他分野連携ができなかった場合の考え方についても記載いただきたい。	【レベル3.5実施編】「2.3 段階的な広域型・分野横断型レベル 3.5 の効果・メリット」の「図表 2-11 段階的な広域型の場合の地方公共団体の連携方法(イメージ)」において、「それぞれの契約内容により、受託者の参画意欲に差が出る場合は、後発団体の不調・不落到留意が必要」であることを記載しております。 まずは、そのような状況にならないよう、必要十分な情報開示に基づく官民対話が必要であると考えております。
39	実施編	2	50	以下の下線部を追加。 「事業の発案」段階では、民間事業者等の参加意欲やより官民連携の効果の向上が期待できるため、広域型・分野横断型について検討することが望ましい。広域型・分野横断型では、同じ民間企業やSPCが受託する場合であっても、異なる地方公共団体や異なる事業分野で別々の地元企業等に再委託等が行われ、施設マネジメントの基本的な考え方や用語等の統一が図れなくなる懸念がある。このような場合には、受託者の業務ができるだけ統一の取れたフレームワークで行われ、地方公共団体の負担が軽くなるよう、例えば要求水準書で受託者にJIS Q 55001の適用を要請するなどの工夫が望ましい。また、要求水準書におけるJIS Q 55001要求事項の規定、及び提案書作成や引継ぎ等に要する期間については、民間事業者等の参画意欲に影響する場合もあるため、マーケットサウンディング(MS)等で事前に聞き取ることも有効である。	貴重なご意見として承りました。 本内容については、参考となるユーザーズガイドが未発行であるため、今後、ユーザーズガイドが発行された際には、ガイドライン改訂にあわせ掲載を検討いたします。
交付金等要件化					
40	基礎編	3	19	「当該日付までに交付要件を充足している必要がある」と記載されているが、あくまでもレベル3.5の4要件を充足しているか否かが交付要件であると記載されている。当該事業のうち、包括委託の業務範囲がレベル3.0であるか否かについては、判断基準となるのか、不明確であるので、基準を明確にしてほしい。	交付金等要件化の充足のためには「ウォーターPPP 導入を決定済み」であることが必要です。なお、導入を決定済みとは、レベル3.5 の場合、入札・公募の開始(募集要項等の公表)を意味します。 基礎編に記載の通り、レベル3.5 となるためには、①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアの4 要件をすべて充足する必要があります。
41	基礎編	3	20	いつのタイミングで公募を開始すれば、次年度において、汚水管の改築に掛かる国の交付金等の申請が可能になるかを具体的に明示できないでしょうか。 例えば、 ①前年度 社会資本整備計画を提出(汚水管の改築を見込む) ②前年度 水の官民連携事業の公募開始 ③今年度 交付申請(汚水管の改築を見込む) といったスケジュールは可能なのでしょうか。①の前に②を行う必要があるということはありませんか。	【レベル3.5基礎編】「3.7 交付金等要件化の概要」に「令和9 年度以降に要件化」については、令和9 年度以降、交付金等の要件を充足した後に、汚水管の改築に関する要素事業について交付申請することが可能となる。」ことを記載しており、交付申請までの要件充足が必要となっております。
42	基礎編	3	20	図表3-8について、効力遡及や早着申請について、以下〇〇というなどの定義が無い	該当箇所の図表を修正いたします。
43	基礎編	3	20	図表3-8の矢印のところが何を意味するのか記載しないと分かりにくい	該当箇所の図表を修正いたします。
入札・公募等					
44	実施編	4	61	「レベル 3.5 の全体を統括的に管理する人材が必要・重要であり、この人材に要求する能力、経験、実績、資格等について、入札・公募の条件として設定し、入札・公募書類等で明確に規定して提示することが必要」としている。一方、「統括責任者等について他の事業所等の業務に従事することも認め」る事例を受託者に配慮する工夫と勤めています。その能力が重要である重責を伴う人材でありながら兼任を認めることが出来るほどに余裕のある仕事なのか？ また、受託者を選択する時点でその人材の存在が確認できたとしても人材が流動的である事は否めません。施工管理資格のように名前だけの状況を許す事にもなり、継続して確保する事を担保しなくてはならないと思います。	貴重なご意見として承りました。 ご指摘の点については、地域の実情により地方公共団体が適切に判断されるものと考えております。
45	実施編	4	61	広域化・分野横断型のウォーターPPP を推進するにあたり、統括管理責任者のみならず、電気主任技術者等の他の有資格者についても専任要件を必要以上に課さず、複数事業間での「兼務」を許容する等の柔軟な運用を、自治体に対して推奨する記載を追加していただきたい。	貴重なご意見として承りました。 ご指摘の点については、地域の実情により地方公共団体が適切に判断されるものと考えております。
46	実施編	4	66	更新実施型の場合、設計にかなりの時間を要するため、少しでも計画精度を高められるよう、開示可能な資料の期間を長く設けることが民間参画意欲向上に繋がると思われます。そのため、「より具体的には、事業期間中の改築の見直し～入札・公募書類等に記載し」とありますが、「入札公告段階より事前の事業方針(案)等公表時の書類等に」とした方が良いと思われます。	ご指摘いただいた趣旨を踏まえ、次の段落で以下の通り補足させていただきました。 「また、例えば、事業期間中の改築の見直しについての管理者の考え、事業期間後の改築についての管理者の考え等を早期に実施方針案等で提示(情報開示)し、官民対話や入札・公募等を実施することも有効と考えられる。」
47	実施編	4	75	「民間事業者間で一体的に事業実施できる体制になっているか留意する必要がある」と示されているが、安易に甲型JVに誘導する恐れがある。一体的実施については、乙型JVであっても維持管理を担当する民間事業者と更新(改築)を担当する民間事業者間で会議体を組成することや連携調整をする担当者や配置する事などで事足りることが想定される。「民間事業者間で一体的に事業実施できる体制になっているか民間事業者の裁量や工夫等を阻害しない範囲で留意する必要がある」として頂きたい。	ご指摘のような意図はございません。 該当部は、受託者がJVとなる場合の留意点を記載したものであり、事業の実施体制等については、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによって適切に判断いただくものと考えています。
48	実施編	4	75	以下の下線部を追加いただきたい。 なお、JVが受託者となる場合には、維持管理と更新一体マネジメントの観点から、維持管理を担当する民間事業者と更新(改築)を担当する民間事業者間で一体的に事業実施できる体制になっているかに留意する必要がある。例えば、上記2つの民間事業者が、JIS Q 55001等に基づく共通のマネジメントシステムを運用していれば、両者は一体的に事業実施する体制ができているといえる。	「例えば一体的に事業実施できる体制を確保するにあたって、ISO55000シリーズ等の考え方を参考にすることも有効である。」ことを追記いたします。
49	実施編	4	83	公社や官民出資会社が受託者となる場合、維持管理を再委託するケースが想定される。レベル3.5では維持管理を起点とした一体的な運営が重要であり、維持管理を再委託する場合、同一企業がマネジメントサイクルを回すことにならない。そのような場合でも、当該ケースにおいて4要件は充足されるのか。	レベル3.5の4要件については、発注者と受託者間の契約によって充足するものと考えています。
50	実施編	4	85	「(設計については上記段落の記載を考慮した発注)」とありますが、具体的にどのように考慮した方が良いのか記載いただきたい。出来たら、更新支援型に設計業務のみを入れた場合に、コンソーシアムメンバーに構成員として参画している地元企業が、別発注の工事に応札することは可能となるのか否かの見解を記載いただきたい。	貴重なご意見として承りました。 ビュア型CMIについては「ビュア型CM方式活用ガイドライン」をご確認ください。 なお、入札の競争性、公平性、透明性の確保については各地方公共団体によって適切に実施されるものと考えています。 今後先行事例が増えていく中で、参考となる事例があれば、周知してまいります。
51	実施編	4	85	建設工事の特記仕様書や金入り設計書等を作成支援する詳細設計業務等の等に含まれる部分を確認したい。金入り設計書の作成者が改築の受託者になる事が出来ないという事を強調しているように見えます。詳細設計では、様々な資料を作成しますが、更新予定箇所の図面作成と数量や構造計算といった、金入り設計書作成に参考として使用する資料は「等」に含まれていないという認識でよろしいでしょうか。	更新(改築)の入札・公募の実務的な内容をレベル3.5 の受託者が承知していることにより、競争性・公平性・透明性や創意工夫等の阻害が著しいことを考慮した上で、地方公共団体において適切に判断いただきたい趣旨で記載しております。 今後先行事例が増えていく中で、参考となる事例があれば、周知してまいります。
52	実施編	4	89	「城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業(レベル3.5)では、サウンディング等の意見交換時に市側が先進技術の積極導入を期待する趣旨を示したことを受け、運転や点検データをクラウド一元化して業務の効率化・品質の向上を行うという技術提案がなされている。」と記載ございますが、クラウドの場合、一般的に自治体側にランニングコストの支払が発生してきますので、その旨は補足して頂きたいと思致します。	貴重なご意見として承りました。 本記事は官民対話等によって、民間提案によるデジタル・脱炭素の事例を紹介したものであり、実際の運用方法等については各地方公共団体で適切に判断頂くものと考えています。
53	実施編	4	98	特に更新実施型の場合、工事に伴う金額規模が大きくなると考えられます。このような場合、価格評価点の設定について留意すべき事項を記載してください。(適正な価格競争の確保:会計検査対応含め)	貴重なご意見として承りました。 入札・公募等の方法については、各地方公共団体において法令等に準拠し、適切に判断いただくものと考えております。

事業実施中					
54	実施編	5	99	<p>以下の下線部を追加。 他の管理者との連携等が考えられる。要求水準書等で「JIS Q 55001の要求事項を満足すること」を掲げた場合には、JIS Q 55001に関する審査員の助言を受けながらモニタリング・履行確認を行うことも有効な方法である。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。 先行事例において、要求水準書等で「JIS Q 55001の要求事項を満足すること」を掲げた事例がないため、今後先行事例が増えていく中で、検討してまいります。</p>
事業終了時					
55	実施編	6	111	<p>「次期事業手法の検討」について記載されていますが、発注方式に関わらず、事業への応募者が見つからなくなった場合、事業継続するためのリスク管理についても記載する必要がありますでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。 今後のガイドライン改訂の参考とさせていただきます。 なお、【レベル3.5実施編】「7.4 民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり」において、次期以降も含めて参画確保のための留意点を記載しています。また、次期事業以降も事業継続が可能となるように、適切な環境づくりを地方公共団体にも引き続き呼びかけてまいります。</p>
56	実施編	6	114	<p>「レベル4とレベル3.5を比較すると、長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重要となる点は共通・類似する」とあるが、レベル4とレベル3.5では運営権が民間になり、根本の部分から考え方がかわります。それなのに、このページの最初に形式的な点を挙げ「共通・類似」と印象付けるとミスリードになります。 国交省としてはレベル4に移行する事を期待されていると思うので、必然的にこの書き方になったのだらうとは思いますが、ウォーターPPPに対して大いに懸念を抱く当方としてはその前提で書かれているこの項自体が問題だと感じます。 「レベル3.5の実施により、議会・住民や地元企業へPPP/PFI(官民連携)に対する理解や期待感の醸成が期待される」という記述など期待に傾いた希望的観測にそった記述であり、慎重さにも欠けると感じます。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
57	実施編	6	114	<p>レベル3.5終了時にレベル4.0に移行する場合に、内閣府で推奨している「指標連動方式」の活用が有効であることの追記が望ましい。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
58	実施編	6	115	<p>以下の下線部を追加いただきたい。 なお、レベル3.5の事業期間中において、レベル4への移行を見据え、維持管理上の気づきや施設の点検結果等の情報を整理・蓄積しておくことが望ましい。この際、DXや新技術等を活用することも有効と考えられる。民間事業者がJIS Q 55001が適用されている場合には、下水道施設(アセット)の情報はもちろんマネジメントの情報も、重要なものは「文書化した情報」として整理・蓄積することになるが、このプロセスはDXを活用することで、より有効性が増すと期待される。また、この整理・蓄積された情報……</p>	<p>貴重なご意見として承りました。 「この際、DXや新技術、ISO55000シリーズ等の考え方等を活用することも有効と考えられる。」を追記いたします。</p>
59	実施編	6	116	<p>「DXや新技術等については次期受託者へ引き継ぐことが重要である」とされていますが、一般的な管理データを越える範囲の引継ぎについては、知的財産権等への配慮が必要となる場合があります。このため、次期受託者への引継ぎにあたっては、引継ぎ対象とする情報・成果物の範囲を整理した上で、知的財産の取扱いに留意し、合理的かつ実務的な整理が行われることが望ましいと考えます。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、【レベル3.5実施編】「5.2 情報公開」において、「使用者目線でわかりやすい情報公開を行うことが求められる。このためには、特殊な技術やノウハウ、特許等の受託者の権利や正当な利益を害するおそれのある内容を除き、受託者が持つ情報も公開できるよう、あらかじめ契約・要求水準等で規定しておくことが重要である。なお、事業開始までの背景・経緯等の情報も含め、導入検討段階から事業終了後までの情報を公開できることが望ましい。」ことを記載しております。</p>
60	実施編	6	119	<p>利用料金について 浜松市では運営権者への設定割合がわずか数年で23.8%がわずか数年で27.6%へ増加されて市民は驚いた。こういう事もおきるということを全国へきちんと知らせるべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
導入検討上の留意点・ポイント					
61	実施編	7	142	<p>管路と施設を対象範囲にする場合、管路のリスク分担が不明確だと施設を所掌とする民間企業が、参画を断念する可能性があります。その旨を補足して頂きたくお願い致します。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。 対象施設・業務範囲にかかわらず、リスク分担については、リスクを最も適切に管理することが可能な者がリスクを負担することが基本であり、リスクの詳細な洗い出しを行った上で、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを行うことで、管理者と受託者の責任範囲を明確にしておくことが重要であると考えており、引き続きリスク分担の明確化の重要性について周知してまいります。</p>
62	実施編	7	142	<p>管路のリスク分担と性能規定のバランスや考え方について、性能規定の内容別(易～難)に例示いただきたい。(このような性能規定の場合のリスク分担はこのような考え方など)</p>	<p>貴重なご意見として承りました。 今後先行事例が増えていく中で、記載の拡充を検討させていただきます。</p>
63	実施編	7	142	<p>「7.3.2管路のリスク分担の特殊性」が記述されているが、管路内堆積物質からの硫化水素ガス等の発生等のリスクについての追記が望ましい</p>	<p>貴重なご意見として承りました。 今後のガイドライン改訂の参考とさせていただきます。</p>
64	実施編	7	142	<p>以下の下線部を追加。 これらを踏まえて検討する必要がある。管路に特有のリスクの取扱いを考慮すると、例えば民間事業者がJIS Q 55001を完全に適用し、実施している場合には、事故等が発生しても民間事業者は然るべき責務を果たしていたとみなし、民間事業者の負うべき責任を軽減するといった措置も検討に値する。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。 リスク分担については、事故の状況や事前の契約内容等によって、異なる対応が必要となることが想定されます。そのため、まずは、事業開始前や開始後も適切に官民対話を実施することが重要であると考えております。 ご意見については、その際の参考になると考えておりますが、各地方公共団体において適切に判断されるものと考えております。</p>
65	実施編	7	144	<p>発注者側で把握・開示されるべき施設状況の範囲や、原因究明が困難な事象、外的要因による損傷等の取扱いが明確でない場合、民間事業者による適切なリスク評価・見積りが困難となり、応札条件の整備や競争性確保の観点で課題となるおそれがあります。 特に、「社会的影響が大きい大規模管路」を対象に含む場合には、リスク顕在化時の影響が大きいため、契約条件や要求水準の具体化が重要と考えます。 このため、留意点として、以下の事項について、あらかじめ整理・例示していただくことを要望します。</p> <p>①公募時に開示されるべき管路情報・健全度情報の最低限の項目 (例:点検・調査結果、健全度区分、劣化・損傷箇所の把握状況等) ②受託者が対応可能な範囲と対応困難な範囲の区分 (責任境界の明確化) ③原因不明事象や外的要因等、受託者による制御が困難な事象が顕在化した場合の対応方針 (復旧優先順位、意思決定プロセス、費用負担・精算、協議および契約変更を含む基本的な手続の考え方)</p>	<p>貴重なご意見として承りました。 今後先行事例が増えていく中で、記載の拡充を検討させていただきます。</p>

66	実施編	7	144	内容としての意見はありませんが、実際に大規模な管路に関するリスク分担で、年度途中からであつても受託者がリスクを負うようなスキームの場合は、事業に参画する企業は限定的になってしまうと思いますので、基本的には管理者リスクとするなどの記載を入れていただきたいと考えます	貴重なご意見として承りました。 今後のガイドライン改訂の参考とさせていただきます。
67	実施編	7	144	P.144 大規模な管路を含むレベル3.5を活用する場合のリスクにおける「大規模な管路」の定義を示す必要があるのではないか。	貴重なご意見として承りました。 本章においては、「大規模な管路」を含むレベル3.5のみを対象にしたものではありません。本趣旨を踏まえ、「管路を含むレベル3.5を活用する場合のリスク分担(特に大規模な管路)」へ変更いたします。
68	実施編	7	145	損害拡大防止のための初動対応を義務付けることが考えられるとの記載がありますが、発生した事象に対して受託者の継続的な協力が必要な場合は、管理者が費用負担する等の補足文章を追記願います。	貴重なご意見として承りました。 なお、【レベル3.5実施編】「7.3.3 大規模な管路を含むレベル 3.5 を活用する場合のリスク分担」の「図表7-26管路の特殊性を考慮したリスク分担の考え方(一例)」においては、あくまで一例として「損害拡大防止のための初動対応を義務付けること」を記載しています。初動対応を超える対応方法や費用負担等については、適切な公募条件の設定及びその前提となる官民対話が重要だと考えており、地方公共団体にも引き続き呼びかけてまいります。
69	実施編	7	145	以下の下線部を追加。 なお、問題が起こった場合には、原因の特定が困難であることも考えられるため、事業開始後も官民対話の機会を持つことが重要である。その際、民間事業者には「IS Q 55001が適用されていれば、当該民間事業者は業務実施プロセスや意思決定プロセスを見える化することが求められるため、様々なリスク事象に対するプロセスのシナリオを描くことで、リスク分担の官民対話に役立つと考えられる。	貴重なご意見として承りました。 リスク分担については、事故の状況や事前の契約内容等によって、異なる対応が必要となるものが想定されます。そのため、まずは、事業開始前や開始後も適切に官民対話を実施することが重要であると考えております。 ご意見については、その際の参考になると考えておりますが、各地方公共団体において適切に判断されるものと考えております。
70	実施編	7	145	管路は不可視で事前情報の不備性が高いです。段階的な性能発注移行の趣旨は妥当と考えますが、想定外・後発的リスクの費用処理(誰が・いつ・どの式で)を価格ルールとして明文化すべきと考えます。以下のようなことをご検討いただければと存じます。 ・更新計画案作成での新発見リスクの区分(既知/未知)と費用帰属をモデル条項で例示。 ・公募時と入札後のギャップの扱い(協議・精算・価格見直し)を標準化。 ・「性能発注への移行条件」(調査・診断の到達度、健全度評価等)を契約時に明示することを強く推奨。	貴重なご意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。
71	実施編	7	147	P.147 先行事例11レベル3.5の選考事例におけるリスク分担(京都府城陽市)について、地方公共団体での責任者の決済金額等から算出していると思われるが、民間事業者の予算算出の基礎となることから金額と併せて回数も提示する必要があると考える。	貴重なご意見として承りました。 今後のガイドライン改訂の参考とさせていただきます。 なお、本記述については、あくまで参考となる先行事例として掲載しております。
72	実施編	7	150	物価変動について、柔軟に対応可能とするため、自動的な物価変動対応や改定や閾値を狭めることを推奨していただきたい。	貴重なご意見として承りました。 今後先行事例が増えていく中で、参考となる事例を周知してまいります。
73	実施編	7	155	総額契約単価合意方式(葉山方式)についての紹介(赤字部分)が追加されているが、一般的な方式と葉山方式の違いについて説明(あるいは参照先の例示等)があると理解が深まるのではないかと？	貴重なご意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。
74	実施編	7	156	P.156 7.3.6災害対応等 には、災害発生時の地方公共団体を含めた受援体制の構築について記述する必要がある。 レベル3.5や4.0を実施している地方公共団体からの応援体制については記述する必要はないか？	貴重なご意見として承りました。 【レベル3.5基礎編】「1.2 レベル 3.5」の「図表 1-2 レベル3.5 の業務範囲(イメージ)」において、災害対応は基本的には、民間委託に委ねないことと記載しており、地方公共団体間の連携・協力は地方公共団体職員の派遣によるものが基本になるものと考えております。
75	実施編	7	160	「そのほか、中長期的な事業の持続性を考慮する場合には、管理者は必要十分な情報開示に基づく官民対話によって、民間事業者等の認識を把握しておくことが望ましい。」という文章がありますが、「公共が事業責任を有し、民間が運営や維持管理を担う」という文言を入れて、水の官民連携についての官民双方の目標、役割を明確にしていかががでしょうか。	貴重なご意見として承りました。 まずは、責任の所在の考え方が曖昧にならないよう必要十分な情報開示に基づく官民対話の上、官民双方が納得できるような事業契約を締結いただくことが重要であると考えております。
76	実施編	7	160	PSCについては様々記載がありますが、過去の事業では公共側の人件費や間接費が適切に算出されないケースが散見されます。そのため標準的な算出方法や情報開示をガイドラインで示していただくようお願いいたします。市場化テストでは以下のような指針が示され独り行政法人や地方公共団体の事務業務の官民連携に活用されており同等の内容を記載いただきたくお願いいたします。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000422620.pdf	貴重なご意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。
77	実施編	7	160	PSC算出の際、自治体職員が行っていた業務についての整理を追加いただきたい。特に、4.0や更新実施型では、工事の設計・積算・発注・契約・監督・検査(会計検査含む)など業務が多岐にわたる上、費用の積み上げが難しいです。	貴重なご意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。
78	実施編	7	160	以下の内容について、留意事項として7.4.1に加筆していただきたい。 「特に交付金対象となる業務や工事などの積算にあたり、国や地方公共団体で定める積算基準に準じて算出すること。また、契約変更額の算定根拠として、それぞれの地方公共団体で運用している積算システムで算出することを推奨する。」	貴重なご意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。
79	実施編	7	162	P.162 「富士市終末処理場管理運営等業務委託の「統括技術管理業務」において「統括技術管理責任者」の配置の要件化が新設されているが、人材不足の状況を補足したほうが良いと思われる。	貴重なご意見として承りました。 今後のガイドライン改訂の参考とさせていただきます。 なお、本記載については、あくまで統括管理業務の先行事例として掲載したものです。
80	実施編	7	162	統括マネジメントについて拡充いただきありがとうございます。これに応じて業務範囲も従来の事業に比べて範囲が広がっているため積算方針について記載をいただきたく思います。	貴重なご意見として承りました。 今後先行事例が増えていく中で、積算方法について周知してまいります。
81	実施編	7	162	競争性を確保しつつ、赤字受託を誘発しないため、収益水準(営業利益率)の参考レンジを「例示」として提示してほしい	貴重なご意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。
82	実施編	7	165	先行事例においてVFM等の定量評価だけでなく定性効果も考慮(定性効果だけでも可)し導入することが可能と明記頂きありがとうございます。	貴重なご意見として承りました。
83	実施編	7	165	P.165 7.4.2効果の適切な評価 において、VFM等の定量効果だけでなく定性的効果も考慮とあるが、レベル3.5や4.0には現在実施していない点検・調査も含まれておりPSCが算出できないケースもあることを追記する必要がある。	貴重なご意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、レベル3.5においてVFMの算定は必ずしも必要ではありません。また、レベル4におけるVFM等の算定については「VFM(Value For Money)に関するガイドライン(内閣府)」をご参照ください。
コンセッション					
84	コンセッション	1	1	「運営権者等(受託者)」()が追記されているが、コンセッションは委託ではないので、「受託者」は不適切ではないか？ P.19図表2-8も同様	該当箇所の記載を修正いたします。
85	コンセッション	2	18	今後の本ガイドライン改訂に当たっては、レベル3.5からコンセッション方式へ移行する際の具体的な手法や留意点を整理頂きたいと考えます。	貴重なご意見として承りました。 今後のガイドライン改訂の参考とさせていただきます。

86	コンセッション	2	18	「また、コンセッション方式では、PFI 事業契約が原則となるため、PFI 法(第79 条)に基づく職員派遣も可能」とあるが、コンセッションは公共施設等運営権実施契約である。	該当箇所の記載を修正いたします。
87	コンセッション	2	69	最終責任を管理者とするなら、災害想定すれば、全ての事業は地元企業の参画は必須である。地元企業(中小企業)の承継が進むようにするための改革を全国で進めてほしい。	貴重なご意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。
88	コンセッション	2	73	「2.9.5 他の分野や他の地方公共団体との連携」について広域化やバンドリングすると、停電の時、困るのではないか。技術や人材育成の承継がおろそかになるというデメリット・リスクが立ち上がると思う。	貴重なご意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、【レベル3.5実施編】「7.2 中長期の事業期間を見据えた技術継承の考え方」において、地方公共団体(管理者)はレベル3.5 導入後にも、必要な技術や下水道事業の持続性の向上のために継承すべき技術を適切に判断する必要があることを記載しております。
89	コンセッション	2	78	コンセッション方式が平成23年改正後なので、適用外なのは？コンセッションでの更新工事は民間発注なのでWTOに該当しないのでは？	貴重なご意見として承りました。 なお、【レベル3.5基礎編】「1.3 レベル 4 とレベル 3.5 の比較」の「図表 1-3 レベル 4 とレベル 3.5 の比較」で、「維持管理、運営等を主目的とするレベル4は対象外」と記載しており、政府調達協定が適用されない場合について記載をしています。また、同図表については、運営権者からの発注についてを記載しているものではありません。
その他					
90	はじめに			上下水道事業は直営での実施を求める。	上下水道事業は、事業に携わる職員の減少、施設の老朽化、使用料収入の減少等、その持続的な運営にとって大きな課題を抱えています。 この中、「水の官民連携」(ウォーターPPP)は、施設の維持管理と改築を長期かつ一体的に進められるため、自治体・民間双方にとって事務負担が軽減されるとともに、老朽化対策を効果的に実施することが期待できるほか、デジタル技術等の活用といった民間の創意工夫やノウハウによる効率的な事業運営、民間企業の雇用機会の創出にも寄与すると考えています。
91	はじめに			上下水のインフラ維持を営利企業にゆだねるべきではない。	上下水道事業は、事業に携わる職員の減少、施設の老朽化、使用料収入の減少等、その持続的な運営にとって大きな課題を抱えています。 この中、「水の官民連携」(ウォーターPPP)は、施設の維持管理と改築を長期かつ一体的に進められるため、自治体・民間双方にとって事務負担が軽減されるとともに、老朽化対策を効果的に実施することが期待できるほか、デジタル技術等の活用といった民間の創意工夫やノウハウによる効率的な事業運営、民間企業の雇用機会の創出にも寄与すると考えています。
92	はじめに			「水の官民連携」は課題解決に資さないと考える。	上下水道事業は、事業に携わる職員の減少、施設の老朽化、使用料収入の減少等、その持続的な運営にとって大きな課題を抱えています。 この中、「水の官民連携」(ウォーターPPP)は、施設の維持管理と改築を長期かつ一体的に進められるため、自治体・民間双方にとって事務負担が軽減されるとともに、老朽化対策を効果的に実施することが期待できるほか、デジタル技術等の活用といった民間の創意工夫やノウハウによる効率的な事業運営、民間企業の雇用機会の創出にも寄与すると考えています。